

## 通勤時における注意事項

〇〇歯科クリニック

通勤時において交通事故の被害者となった場合には、労災保険、加害者の自賠責保険・任意保険の範囲内で療養の補償および休業の補償を行う。

通勤時に事故にあった場合には、労災保険から治療費全額が給付されます。また、労災保険から給与の80%が支払われます。加害者がいる場合には、加害者の自賠責保険や任意保険で補償を受けて下さい。

通勤の経路を逸脱または中断した場合は、その間は通勤とされないため、労災保険の対象外となる。

通勤と認められない場合には、労災が適用されません。気をつけて下さい。

通勤とは就業に関する移動であるから、就業に関するものと認められない場合は、労災保険の対象外となる。

仕事と認められない場合には、労災が適用されません。気をつけて下さい。

通勤時において交通事故の加害者となった場合には、本人の自賠責保険・任意保険で対応することとし、自転車通勤・徒歩通勤の者についても同様とする。

労災が適用されるのは、自分の怪我の場合だけです。相手に怪我をさせた場合や、同乗者に怪我をさせた場合は、自分が入っている保険で対応することになります。自動車やバイクはもちろん、自転車通勤の場合も必ず保険に加入して下さい。

※ こんな場合は労災が適用されません

- ・ 医院の懇親会や送別会に参加する場合
- ・ 遅番のスタッフが、朝から遊びに出かける場合
- ・ 無免許運転や泥酔した状態で運転した場合
- ・ 通勤の途中で、映画館やバーに行く場合

※ こんな場合はOK

- ・ 独身者が通勤の途中で食事をする場合
- ・ 帰り道のスーパーに寄って日用品を買う場合
- ・ 通勤の途中に病院で治療を受ける場合